

ウミガメ採捕承認取扱要領

沖縄海区漁業調整委員会指示12第1号(以下「委員会指示」という。)に基づく事務取扱は次によるものとする。

(承認の対象)

第1 委員会指示2の(3)の委員会が特に認めた者とは、従来からウミガメを採捕している漁業者をいう。

(承認申請)

第2 ウミガメ採捕の承認を受けようとする場合に、ウミガメ採捕承認申請書(委員会指示2の(1)又は(2)により承認を受けようとする者は第1号様式、2の(3)により承認を受けようとする者は第2号様式)を、沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)あて提出しなければならない。

(承認証の交付)

第3 委員会はウミガメの採捕の承認をしたときは、ウミガメ採捕承認証(委員会指示2の(1)又は(2)により承認を受けた者へは第3号様式、2の(3)により承認を受けた者へは第4号様式)を交付する。

(承認内容の変更)

第4 承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、遅滞なくウミガメ採捕承認変更申請書(第5号様式)を提出しなければならない。

(承認証の再交付)

第5 承認を受けた者が、承認証を亡失又はき損したときは、遅滞なくウミガメ採捕承認証再交付申請書(第6号様式)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(廃止届の提出)

第6 承認を受けた者が、ウミガメの採捕を廃止したときは、採捕廃止届(第7号様式)に承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

(捕獲頭数)

第7 沖縄海区における漁期中の捕獲割当頭数は、水産庁との協議により定められた頭数とする。

(採捕状況の報告)

第8 承認を受けた者が、沖縄海区漁業調整委員会指示12第1号の5に基づき提出する報告書は、ウミガメ採捕報告書(第8号様式)によるものとする。

(付則)

この要領は、平成12年7月1日から施行し平成15年6月30日までとする。